

令和5年 第2回定例会

高山村議会会議録

令和5年6月8日 開会

令和5年6月14日 閉会

高山村議会

令和五年第二回〔六月〕定例会

令和五年第二回〔六月〕定例会

令和五年第二回〔六月〕定例会

令和五年第二回〔六月〕定例会

令和五年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

令和5年第2回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月8日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○報告第1号の上程、説明、質疑	4
○報告第2号の上程、説明、質疑	5
○報告第3号の上程、説明、質疑	7
○同意第1号の上程、説明、採決	8
○議案第1号の上程、説明	12
○議案第2号の上程、説明	13
○議案第3号の上程、説明	14
○議案第4号の上程、説明	15
○議案第5号の上程、説明	17
○議案第6号～議案第10号の一括上程、説明	18
○一般質問	25
8番 後藤 肇 君	25
6番 後藤 明宏 君	28
1番 渡邊 裕治 君	30
○休会について	39
○散会の宣告	39

第 2 号 (6月14日)

○議事日程	4 1
○本日の会議に付した事件	4 1
○出席議員	4 1
○欠席議員	4 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 2
○事務局職員出席者	4 2
○開議の宣告	4 3
○委員会報告	4 3
○議案第1号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第2号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第3号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第4号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第5号の質疑、討論、採決	5 1
○議案第6号～議案第10号の質疑、討論、採決	5 1
○委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について	5 8
○議員派遣について	5 9
○閉会の宣告	5 9
○署名議員	6 1

令和 5 年 6 月 8 日（木曜日）

（ 第 1 号 ）

令和5年第2回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年6月8日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 令和4年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第 2号 令和4年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 3号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 6 同意第 1号 高山村農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 1号 高山村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 4号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 5号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 6号 令和5年度高山村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第 7号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第 8号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第 9号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第10号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和5年第2回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（山口英司君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第2回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

公私ともご多用のところ議員全員のご出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことに、心より感謝を申し上げます。

この冬の降雪不足により水不足が心配されましたが、田植もおおむね終了し、早苗が風にそよぐ風景が村の至るところで見られる季節となりました。これから農繁期を迎えることとなりますが、昨今の気候変動による影響を受けずに、秋の収穫が迎えられるよう願うところでございます。

5月8日には、令和元年12月に中国で端を発した新型コロナウイルス感染症も5類の区分にされ、一応の収束を見たものではないかと思っております。これを機に、経済活動が本格的に再開されるものと期待をしているところでもございます。ウイルスが根絶したわけではありません。不測の事態にも対応できるよう、今後も引き続き注意してまいりたいと考えております。

国においては、5月19日から21日の日程でG7広島サミットが開かれ、核兵器のない世界へ向けた取組が共通認識として認識されたようであります。また、異常気象による気候変動やウクライナ情勢に端を発した物価高騰やエネルギー不足についても言及されておりましたが、この問題は当村にも大きく影響するものであり、今後の国の動向に注意を払わなくてはいけないと思っております。

さて、本定例会の提出議案は、報告3件、同意1件、条例の制定及び改正が5件、補正予算が5件となっております。ご審議いただきますようお願い申し上げ、議会招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山口英司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、唐澤徳治議員及び4番、松井陽威議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山口英司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの7日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの7日間と決定しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（山口英司君） 日程第3、報告第1号 令和4年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第1号 令和4年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰越しとして使用することができるという地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和4年度から令和5年度に繰り越して実施する継続事業について報告するものでございます。

まず、村史編さん事業でございますが、当初令和元年度から令和4年度までの継続事業としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により記事の取材に遅延が生じたことに加え、より充実したものとするため、冊子のページ数を250ページから304ページとしたことによる取材、筆耕、確認作業の増加などにより、令和5年度までの継続事業と変更させていただいたことに伴う年割額の変更となります。

次に、第6次高山村総合計画策定事業でございますが、令和4年度から令和6年度までの継続事業としておりましたが、令和4年度においては支出がなかったため、年割額を変更させていただきたいというものでございます。

以上、説明申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（山口英司君） 日程第4、報告第2号 令和4年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第2号 令和4年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、年度内に支出が終わらなかったため、歳出予算の経費を繰越明許費とした事業について、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

各事業について説明をいたします。

最初に、たかやまサテライトオフィス整備事業及び推進事業ですが、業者選定を公募型プロポーザルとし令和4年12月26日を期限に募ったところ、応募業者がありませんでした。再度公募をすることになり、年度内での工期が確保できず、繰越しとしたものでございます。

なお、本事業については施工業者も決定し、12月中の完了を見込んでおります。

次に、脱炭素まちづくり事業ですが、本事業はカーボンニュートラルの実現に向けたまちづくりを目指し、基本的な事業構想をまとめる事業でございます。住民アンケートまた協議の中で様々な構想案が出され、集約に時間を要することとなり、繰越しとしたものでございます。

なお、本事業については、8月24日の完了を見込んでおります。

次に、自然休養村管理センター撤去事業ですが、当初の見込みより多くのアスベストが使用されており、処理に時間を要することが見込まれたため、繰越しとしたものでございます。

なお、本事業については、4月28日に既に完了しております。

最後に、道路維持管理事業であります。これは村道大谷地線の舗装補修工事となりますが、例年のない寒波により施工舗装面の凍上が激しく、品質確保のための工期を延長したため、繰越しとしたものでございます。

なお、本事業は4月28日に既に完了しております。

以上、ご説明申し上げて、報告といたします。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） たかやまサテライトオフィスの仮称なんですけれども、この推進事業で今年の12月に完了予定ということなんですけれども、その完了予定と内容はどこで受注されたのか、その辺をちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（山口英司君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

後藤議員のご質問にお答えをいたします。

サテライトオフィスの関係なのですが、昨年12月に、先ほど村長が申し上げたとおり、プロポのほうで公募をしたんですが、実際公募する方がいらっしゃいませんでした。工期が短かったという部分もありまして、そのせいなのかなという部分もありました。それを検討した中で、4月の中で、もう1回再度公募をし直しました。その結果、公募の関係で1者公募がありました。その方は、村内業者の平形土建さんでございます。そちらの業者さんと話をして、年内、12月中には完成ができるという話を、私のほうもお聞きしています。そういう形で、今後については進めたいと思います。

また、工事費についても、予算的には3,500万という形で繰り越してありますけれども、なるべく金額を抑えて、業者の方と話をしていければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 8番、後藤肇議員。

○8番（後藤 肇君） 分かりました。よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（山口英司君） 日程第5、報告第3号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第3号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第220条第3項の規定に基づき、事故のため年度内に支出が終わらなかった歳

出予算の経費を事故繰越しとした事業について、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、事故繰越しとして翌年度へ繰り越す額は、高山揚水場雷被害故障修繕に係るものとなります。

こちら、令和3年7月10日に起きた落雷により、高山揚水施設地下にある遠隔制御装置が故障してしまい、令和3年第3回議会定例会において予算取りさせていただき発注をしましたが、コロナ禍及びウクライナ侵攻などの影響により、制御盤の部品が海外から入荷してこなく、令和4年第2回議会定例会において繰越しをさせていただきましたが、その後も制御盤の部品が入荷してこなく、令和4年度末の納品の目途が立たないため、さらに令和5年度へと繰り越しての事業実施となってしまいました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（山口英司君） 日程第6、同意第1号 高山村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

法律で規定する農業委員会等に関する法律の規定により、議会同意を得るものであります。村では、農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・応募を令和5年2月8日から4月14日の間に実施し、その後4月24日に農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、推薦・応募の一般公募者16名より、認定農業者等2名を含む8名の報告を受け、それを参考に最終的な候

補者を選定いたしました。

この農業委員の任命についてですが、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないという要件を満たすことができないことから、例外規定である同項に規定するただし、認定農業者が少ない場合は、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等という規定要件のほかに農業者以外で、中立的な立場で公平な判断をすることができる中立委員と「女性、青年も積極的に登用する」との2つの要件も加味し、最終的に次の8名を選考し、議会の同意をお願いするものでございます。

最初に、飯塚一雄氏でございますが、高等学校卒業後、団体職員として勤務しながら兼業で農業をされ、退職後は水稲を中心とした専業農家として働いております。地元行政区から、農業に関する識見を有する人物と推薦を受けております。

次に、田中孝雄氏でございますが、高等学校卒業後、会社勤務をされながら兼業で農業をされ、退職後は水稲を中心とした専業農家であります。高山のブランド米である月あかね生産組合の組合長であり、小学生の田植や稲刈りのボランティアをはじめ、新規就農希望者の研修受入れなど積極的に行っております。農業委員の選考要件である認定農業者の認定を、平成27年12月11日に受けております。応募の理由は、耕作放棄地の防止ということであり、ます。

次に、平形政美氏でございますが、高等学校卒業後、就農し、両親の下で農業技術・農業経営を学び、現在は夫婦でシイタケ栽培を中心とした専業農家であります。農地利用最適化推進委員の現職で、農地利用状況調査など積極的に取り組んでいただいております。地元行政区からは、農業に関する識見を有する人物と推薦を受けております。

次に、林豊氏であります。高等学校卒業後、団体職員として勤務され、現在はたかやま振興公社へ勤務をされております。農業委員会委員の現職で、専業農家ではございませんが、農業委員会委員の選考要件である「農業者以外の者で、中立的な立場で公平な判断をすることができる者である中立委員の立場」で委員として取り組んでいただいております。応募の理由は、農地利用最適化活動の実施ということであり、ます。

次に、野上創造氏であります。高山村職員在籍中には、農業行政においても豊富な知識を生かし職務に取り組んでおりました。退職後は、会社勤務をされながら兼業で農業に従事しております。地元行政区からは、農業に関する識見を有する人物と推薦を受けております。

次に、後藤ゆき子氏でございますが、現在は夫婦で有機農業に取り組んでいる専業農家で、

農業委員会委員の選考要件である「女性の委員」に該当する方で、認定農業者とともに農業に従事している親族でもあり、農家の女性からは、農業に関する識見を有する人物と推薦を受けております。

次に、都筑奈穂美氏でございますが、現在夫婦でリンドウ栽培などを中心とした多角化経営をされている専業農家で、農業委員会委員の選考要件である「女性の委員」に該当する方で、農家の女性からは、農業に関する識見を有する人物と推薦を受けております。

次に、金井克之氏でございますが、高等学校卒業後は自営業をしております。農地利用最適化推進委員の現職で、農地利用状況調査など積極的に取り組んでいただいております。地元行政区からは、農業に関する識見を有する人物と推薦を受けております。

以上8名を、高山村農業委員会委員に任命したいと考えております。

なお、任期については、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となります。

議員各位のご理解を賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、記載の8名について一括採決を行うこととして、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

これから、同意第1号 高山村農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口英司君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、松井陽威議員、5番、飯塚武久議員、6番、後藤明宏議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（山口英司君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山口英司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票を願います。

〔順次投票〕

○議長（山口英司君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（山口英司君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第1号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第7、議案第1号 高山村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 高山村犯罪被害者等支援条例の制定について説明を申し上げます。

平成16年12月、犯罪被害者等基本法が成立し、平成17年4月から施行され、国、県、市町村の責務が定義されております。これに伴い、群馬県においては、令和3年4月に群馬県犯罪被害者等支援条例が施行されたところでございます。

本村におきましても、犯罪被害者等の支援に関し、その基本理念を定め、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、一日でも早く平穏な暮らしを取り戻すために被害の軽減及び早期回復を図ることを目的とし、条例を定めるものでございます。

主な内容としては、第7条において経済的な支援を行うこととしておりまして、別に定めるところにより見舞金を支給したいと考えております。不幸にも犯罪により亡くなられた場合は遺族へ30万円、重傷病を負ってしまった場合には10万円を見舞金として支給したいというものでございます。その他、相談、情報提供などに加え、居住や雇用安定の支援を行うものと定めております。

また、本条例の制定については、群馬県警察本部から吾妻郡町村会に対し強い要請があり、吾妻郡の全町村が同様の条例を6月定例議会に提出する予定となっておりますことを申し添えさせていただきます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第8、議案第2号 たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本村の移住相談件数の現状ですが、ここ数年においてはコロナ禍もあり、相談件数は減少しております。しかしながら、昨年は17組の方々から89件の相談があり、今後はウィズコロナとなり相談件数も増加してくるものと推測いたします。

相談を進めていく中で、移住定住できる住宅の受皿が非常に少なく、結果的に進まない現状にありますので、令和4年度から移住定住促進住宅整備事業を進め、住宅を新田地区に整備することができましたので、この施設の設置及び管理に関する条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細の説明は、地域振興課長よりさせます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

私のほうから、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

今回の条例制定については、先ほど村長の提案理由において申し上げたとおり、たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を定めるものになります。

議案書の14ページをご覧くださいと思います。

第1条では、本条例の趣旨を規定しております。

第2条では、移住定住促進住宅の設置についての規定をしております。

第3条では、移住定住促進住宅の、議案書16ページの別表にあるんですが、名称を「新田の家」という形で、あと位置についても規定をしております。

第4条は、入居者の資格について、1号から5号において規定をしております。

第5条では、入居者の募集は公募によることを規定しております。

第6条については入居の申込みを規定しており、第7条では入居者の選考及び決定について規定をしております。また、第8条では入居の手続を規定し、第9条では入居の継承につ

いて規定をしております。

1枚はぐっていただいて、15ページをご覧いただければと思います。

第10条では、家賃及び敷金を、16ページの別表において4万5,000円ということで規定をしております。第2項では、家賃を変更できる規定として、第1号から3号で定めております。また、第11条は家賃及び敷金の徴収の規定をしております。

第12条では、入居の期限を最長10年間ということで規定をしております。また、第13条では、入居者の費用負担義務について、第1号から第4号において規定をしております。

第14条では、移住定住促進住宅の修繕費用の負担についても規定をしております。

第15条では禁止行為を規定しており、第16条では明渡し時の検査について規定をしております。

最後になりますが、16ページをご覧いただければと思います。

第17条では明渡し請求を規定し、第18条では立入検査について規定をしております。第19条では入居者の譲渡の規定となっており、最後の第20条については、規則への委任について規定をしております。

附則についてなんですが、この条例につきまちは公布の日から施行することとしております。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第9、議案第3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

本改正は、有機農業産地づくり推進協議会委員の報酬を新たに定めるものでございます。こちらは、国で推進している、有機農業による生産から加工、流通、消費までを地域ぐるみで取り組むオーガニックビレッジとして高山村が宣言を行うために、有機農業実施5か年計画を策定するため、有機農業産地づくり推進協議会を設置することといたしました。これに伴い、協議会委員の報酬額を定めるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第10、議案第4号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 高山村税条例の一部改正について説明を申し上げます。

上位法令である地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されました。これに伴い、高山村税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、令和5年7月1日以降の施行分につきまして条例改正するものでございます。

改正の内容については税務会計課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本間会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） お世話になります。

それでは、私より高山村税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は、上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、高山村税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書20ページ、新旧対照表2ページからご覧ください。

まず、第34条の9の改正について説明いたします。

この改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正です。内容として、株式配当や株式等の譲渡所得などで前年に村県民税から控除できなかった金額、控除不足額がある場合に、森林環境税の還付金を他の税の未納額へ、他の税の還付金を森林環境税の未納額へ充当できるよう規定を定めるものでございます。

次に、第36条の3の2について説明いたします。

この改正は、給与所得者いわゆる会社員の年末調整用書類に記載する事項が簡略化されるための第2項の新設と、その新設に伴う規定の整備でございます。

続きまして、第38条でございますが、こちらは森林環境税の徴収の方法について定めるものです。具体的には、森林環境税は村県民税と併せて個人に割り当てられて徴収いたします。現在、東日本大震災復興分として村県民税の均等割額と併せて徴収していた1,000円分が森林環境税に変わるため、均等割額の税額に変更はございません。

次に、第41条の改正についてご説明いたします。

この改正につきましては、村県民税の納税通知書に森林環境税額を追加するものでございます。

次に、第44条、47条、47条の2、47条の6の改正について説明いたします。

第44条は、給与からの特別徴収の税額に森林環境税額を含める旨を追加するもので、47条は、その税額に過誤納があった場合、未納額に充てられることを規定するものです。また、第47条の2、47条の6については、公的年金からの特別徴収に関するもので、内容については、第44条、第47条と同様でございます。

次に、第82条についてですが、この改正は、特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボードの税額を2,000円と定めるものでございます。

次に、附則第10条の2について説明いたします。

令和5年4月1日から、マンションの長寿命化工事が実施された場合に、その翌年度に課税される建物部分の固定資産税を減額する制度ができたことによる改正でございます。その減額割合は、市町村条例で定めることとなっておりまして、高山村に該当施設はございませんが、国の示す条例案に併せて制定するものでございます。

次に、附則第15条の2、附則第16条の2についてご説明いたします。

こちらは、自動車メーカーが排ガス試験等において不正を行ったことにより生じた環境性能割の不足額を負担させる規定において、納付額に罰金的に加算する割合を10%から35%に引き上げるものでございます。

次に、附則第25条についてですが、こちらは住宅ローンの残高の0.7%を10年間所得税等から控除する制度がございますが、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として一定の要件を満たした場合に、控除期間が10年から13年に延長される特例措置がございました。その特例措置に関する条項が、令和5年1月1日の改正で削除されたことに伴います改正でございます。

最後に、施行期日及び経過措置について説明いたします。

この条例の施行期日は、先ほど説明いたしました、マンションに関する特例措置と新型コロナウイルスに関する特例措置の削除は公布の日とし、電動キックボードに関するものは令和5年7月1日、森林環境税の導入関係は令和6年1月1日、会社員の年末調整書類の簡素化に関するものは令和7年1月1日となります。

経過措置ですが、森林環境税に関する規定は令和6年度以後の分に適用し、令和5年度分までは改正前の条例が適用されます。また、会社員の年末調整書類の簡素化については、令和6年中、令和6年12月31日までに支払いを受けるべき給与については旧条例、令和7年以降に支払いを受けるべき給与は新条例が適用されるものでございます。

それでは、補足説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第11、議案第5号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第5号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

企業版ふるさと納税について企業から問合せ等もあり、本村においても企業版ふるさと納税導入に向けて、内閣府に令和5年1月24日付で地域再生計画認定申請を進めてまいりまし

た。その結果、令和5年3月31日付で、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画が認定されましたので、上州高山ふるさと寄附条例に企業版ふるさと納税を追加するものです。

議案書は25ページ、新旧対照表は13ページをご覧ください。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加えるものでございます。企業版ふるさと納税の事業区分としての定義を第6号とし、「地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する事業」を加えるものでございます。

第4条第1項に「第2条第6号の事業の指定は、法人に限る」と、ただし書を加えるものでございます。

この条例は、公布の日から施行となります。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第6号～議案第10号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第12、議案第6号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第2号）から、日程第16、議案第10号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第6号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第2号）、議案第7号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第8号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第9号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第10号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号から議案第10号まで一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第6号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1億6,692万4,000円を追加し、予算総額を31億8,606万円とするものでございます。

本補正による主な新規事業について説明を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢に端を発した近年の物価高騰により、大きな経済的ダメージを受けている事業者を支援するため、商工業者及び農業者への給付金を支給したいと考え、補正予算として計上させていただいております。

給付金の総額は6,750万円を見込み、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,319万円を活用したいと思っております。給付金の上限額を、法人である商工業者は100万円、個人である商工業者は30万円、法人である農業者は50万円、個人である農業者は30万円と予定しております。

次に、脱炭素まちづくり事業において、公共施設太陽光発電設備等導入調査業務として792万円を計上しております。令和4年1月に「高山村5つのゼロ宣言」をしたところでございますが、この取組の一環として実施したいものでございます。

村の中でも多くの炭素を排出している公共施設へ太陽光発電を導入し、その排出量を削減できないか調査を行う事業となっております。事業の財源として、事業費の4分の3に当たる額594万円を国庫補助金で賄う予定でございますが、この補助金の公募が本年4月であったため、本補正によりお願いするものでございます。

次に、牧場運営管理費において、たかやま高原牧場の管理棟、越冬牛舎など5施設でアスベストが使用されていることが判明したため、使用量、処分などの調査費用として71万5,000円を計上いたしました。

次に、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業では、新たに本年度事業として森林・竹林整備が採択となったため、予算計上するものでございます。事業費は3,765万円で35件、約20ヘクタールの整備となります。

次に、先導的官民連携支援事業として1,231万円を計上しております。これは、国土交通省の先導的官民連携支援事業補助金1,198万円を活用して実施するものでございます。道の駅を中心とした村づくりにPPPの手法、つまり官民連携による民間の資金やノウハウの活用について、その可能性を探るものとなっております。

ふれあいプラザも築30年を目前に、大規模な修理が必要となってまいります。これについ

でも、この事業の中で総合的に検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上、主な新規事業について説明させていただきましたが、その他の補正内容につきましては、後ほど総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第7号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計補正予算について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に30万円を追加し、予算総額を4億8,282万5,000円とするものでございます。

制度改正により、新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができなくなった被保険者へ支給する傷病手当金の対象期間が、令和5年4月1日から同年5月7日の期間について延長され、同様の支援の対象となったため、その全額が特別交付金で措置されます。

続きまして、議案第8号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に70万円を追加し、予算総額5,774万4,000円とするものでございます。

本補正は、後期高齢者医療の人間ドック受診費の助成額を2万円から3万円へ増額することに伴い、補正をお願いするものでございます。

なお、この費用については、30万円は群馬県後期高齢者医療広域連合から補助金を受け、40万円は一般会計繰入金によるものとなります。

続きまして、議案第9号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に5,000円を追加し、予算総額を1億378万2,000円とするものでございます。人事異動に伴う人件費の増額並びに地方債の変更を行うものとなります。

続きまして、議案第10号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に3,000円を追加し、予算総額を1億5,563万4,000円とするもので、人事異動に伴う人件費の増額並びに地方債の変更を行うものとなります。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 後藤総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議案第6号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書5ページ、第2表地方債補正をご覧くださいと思います。

追加につきましては、給食材料購入事業が過疎債の対象として認められるため、一般財源から財政的に有利な過疎債へと財源を変更するものでございます。その下の変更につきましては、主として事業量の変更に伴うものとなりますが、小学校施設管理事業については、財源として300万円余りの宝くじ補助金を見込んでおりましたが、より有利な財源であります過疎債が充てられることとなりましたので、限度額を増額するものということになってございます。

では、まず歳出から、主な項目について説明をさせていただきますが、本補正では4月の人事異動に伴います人件費を反映させております。多くの事業目で人件費が計上されておりますが、総体的なところを申し上げさせていただきます。費目ごとの説明は割愛をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

6月1日現在の職員数は、正職員が68名、再任用短時間勤務職員が6名、会計年度任用職員が46名となっております。一般会計の本補正では、給与費、共済費合わせて1,814万3,000円の増額をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書11ページをご覧くださいと思います。

2款1項1目総務事務費のうち食糧費は、新型コロナウイルスの収束に伴い、コロナ禍で中止となっていた会合等が再開され、食糧費に不足が生じたため増額をお願いするものでございます。

地籍調査清算人選任予納金は、関田地区の地籍調査において、所在者不存在により弁護士に清算人の選任手続を依頼しております。今般、清算人が決まりましたことから、裁判所へ予納金として支払うものとなります。

13ページをご覧ください。

2款1項5目原油価格・物価高騰対策事業者支援給付金事業は、先ほど村長が説明したものとなりますが、こちらは商工業者に対するものとなります。法人は35事業者分、個人は80事業者分を計上してございます。

2款1項6目犯罪被害者等見舞金は、遺族への見舞金1件分を計上しております。

次に、特殊詐欺電話対策装置貸与実施事業は、保有していた15台のうち14台を貸し出してございまして、10台を購入し、新たな貸出しに対応したいというものでございます。

2款1項10目地域住民センター等整備事業は、関田公民館の備品整備に対し補助金を交付するもので、事業量の変更に伴います増額となります。この事業は、群馬県市町村振興協会が実施する魅力あるコミュニティ事業を活用しているもので、備品につきましては、その全額が同協会から補助金として交付されることとなっております。

15ページをご覧いただきたいと思います。

2款3項1目住基システム費は、戸籍の広域交付化に伴いシステムの改修を行うものとなります。令和元年の改正戸籍法により、今まで本籍地に限られていた戸籍の請求が全国どこの市区町村でもできることとなりましたので、国の主導の下、その準備を進めているところでございます。

17ページをご覧いただきたいと思います。

3款1項3目後期高齢者医療事業は、後期高齢者が人間ドックを受診した場合の補助金を、現行の2万円から村の独自策として1万円を増額し3万円とするもので、その増額分を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものとなっております。

次に、老人クラブ運営事業は、在宅福祉事業費県費補助金の前年度分の精算に伴います返還金となっております。

20ページをご覧いただきたいと思います。

4款1項5目住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業は、当初2件の補助金を見込んでおりましたが、既に2件の申請があり新たな問合せも来ていることから、2件分の増額をお願いしたいというものでございます。

21ページをご覧ください。

脱炭素まちづくり事業は、先ほどの村長の説明のとおり、公共施設における太陽光発電の導入に向けた調査費用となっております。

4款1項6目簡易水道事業特別会計繰出金は、人件費及び地方債の財源組替えに伴います不足分を繰り出すものとなっております。

22ページをご覧いただきたいと思います。

6款1項3目農業振興協議会補助金交付事業は大幅な増額補正となりますが、これは今年度の補助申請件数が多いことに加え、認定農業者が申請していた県の補助事業の採択の可能性が低く、その代替措置として、農業振興協議会補助金交付事業により補助金が交付できるよう増額をお願いするものとなっております。

なお、財源につきましては、農業振興基金を取り崩して充てることを予定してございます。

次に、地域おこし協力隊活動事業（就農型）でございますが、パイプハウスの購入費と隊員活動費補助金との組替えとなっております。

次に、農業資材等価格高騰対策給付金事業は、農業者に対し物価高騰対策として給付金を支給したいというものでございまして、法人は3事業者分、個人は50事業者分を計上してございます。

次に、みどりの食料システム戦略推進事業は、新たに設置することとした有機農業産地づくり推進協議会の委員7名分の報酬等となっております。

6款1項4目公共牧場運営管理は、先月、牧夫との契約を終了したため、牧場内の草刈り作業費として計上をいたしてございます。

23ページをご覧ください。

その下、12節では、管理棟など5施設における、アスベストの使用量や処分の調査業務の委託料を計上してございます。

6款1項5目小規模農村整備事業は、単価改正や業務量の変更などによりまして、事業間で組替えをするものとなっております。

6款1項7目、24ページにまたがりましても、水をきれいにする事業特別会計繰出金（農集排）、こちらにつきましては、人件費及び地方債の財源組替えに伴います不足分を繰り出すものとなっております。

24ページになります、6款2項2目ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業は、村長説明のとおり、本年度予定しておりました森林整備・竹林整備が、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業として採択されたため予算計上をするもので、その全額が県の補助金として交付をされるものでございます。

順番が逆になりましたが、その上の保全松林周辺対策事業の松くい虫防除対策業務委託料は、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業の中で実施することとしたため、減額とするものでございます。

25ページをご覧ください。

治山林道管理事業のうち、12節設計積算及び施工管理等業務委託料は、役場裏にあります丹波橋の補修工事に伴うものとなります。

18節県単林道治山事業負担金は、令和2年度の豪雨による北山林道の災害箇所が、県が実施する県単治山事業に採択となり復旧工事が施工されることとなりました。村は事業費の1割相当額を負担金として支払う必要があることから、その予算を計上してございます。

26ページをご覧くださいと思います。

7款1項1目観光総務事務費は、コロナ禍により中止としていた吾妻観光デジタルスタンプラリーを再開することとしたため、この事業を主催している吾妻観光連盟へ負担金を支出するものとなります。

7款1項12目先導的官民連携支援事業は、村長説明にもございましたが、道の駅を中心とした村づくりにPPPの手法を取り入れることができるか調査を行うものとなります。

27ページをご覧ください。

9款1項3目消防施設管理事業は、本宿、原、役場にあるホース乾燥塔の装置が経年劣化により傷んでおり、ホース落下などの危険があることから修繕を行うものとなります。当初予算で修繕料88万円を見込んでおりましたが、3か所の改修に予算不足が生じるため、増額補正をお願いするものとなります。

29ページをご覧ください。

10款1項3目高校生海外派遣事業は、当初の見込みよりも多くの参加者が見込まれるため、増額補正をお願いするものとなります。この事業は、コロナ禍で実施できなかった中学生海外派遣事業の対象者を、その代替措置としてシンガポールへ派遣する事業となります。高校2年生を対象に、今年度と来年度での実施を予定してございます。

31ページをご覧ください。

10款4項1目こども園通園バス管理事業は、車両格納庫で使用する水道料について補正をお願いするものとなります。

なお、本補正に係る財政調整基金からの繰入金は5,320万6,000円で、当初予算と合わせますと1億2,408万5,000円となっております。

以上、大変雑駁ではありますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時25分より再開いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（山口英司君） 再開します。

○議長（山口英司君） ただいま休憩中に、総務課長より訂正したい旨の申出がありましたので、許可いたしたいと思います。

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 先ほどの一般会計補正予算（第2号）の補足説明の中で、一部ちょっと説明に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

事項別明細書11ページ、2款1項1目地籍調査清算人選任予納金でございますが、こちらにつきまして「今般、清算人が決まりました」と申し上げさせていただいたんですが、実際には正式決定はしておらず、清算人決定の見込みが立ちましたので、予納金を納付するということでございます。「決定」ではなくて「決定の見込みが立った」ということで、ちょっと答弁のほう、補足説明のほうを訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ありません。

◎一般質問

○議長（山口英司君） 日程第17、一般質問を行います。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（山口英司君） 最初に、8番、後藤肇議員の発言を許可します。

8番、後藤議員。

[8番 後藤 肇君登壇]

○8番（後藤 肇君） 一般質問をさせていただくのは、大変光栄かなと思います。

では、早速質問に入らせていただきます。

私は、小規模の宿泊施設について、村長のほうにお尋ねしたいかなと思います。

3期目の抱負の答弁であった小規模の宿泊施設であります。今、高山においては一番必要な施設のような気がいたします。その後の進展状況の説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 後藤村長の説明を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） ただいまの後藤議員の一般質問についてお答えいたします。

令和4年第2回定例会において、後藤肇議員の3期目の抱負について一般質問の中で触れさせていただきました。

村を離れた人が気軽に宿泊できる場所、また観光やビジネスで来村された方が利用できる宿泊施設の整備は、村民の方や村外から訪れる方々の建設要望の声が多く聞かれております。利用される方のニーズに応えられる施設を考えると、一人でも、家族や友人またグループでの宿泊等で、ゆっくりくつろいでおいしいものを食べられるなど多様なプランを用意した、ツインで10部屋程度の小規模な施設が整備できればよいのではないかと申し上げさせていただいております。このことにつきましては、現在も考え方に変わりはありません。

ただ、具体的に事業を進める上で考えなくてはならないことは、宿泊施設の運営は本来民間事業者任せの分野であることを念頭に置き、施設の整備・運営の手法を考えていかなければなりません。考えられる手法といたしましては、第1には指定管理者方式、第2には官民連携方式、第3にはPFI方式ではないかと考えております。

また、同時に考えなくてはならないのが、宿泊施設に適した場所の選定だと思っております。訪れる人の利便性や機能性、また景観のよい場所等々を考慮しながら取り組んでまいり所存でございます。

いずれにいたしましても、今後事業を進めるに当たりましては、村民皆様をはじめ、議員各位のご意見、ご協力をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上、後藤肇議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 村長が答弁いただいた内容に関しては、もっともなおりのことかなと思います。その中で、私なりに考える施設ということでは、まず温泉が必要ではないか。あと、村長の答弁の中にあつたように景観的なもの、あとやはり食事、この3つは、やはり

最低限必要な事項かなということ考えます。

もう一つは、やはりどこでという選定場所もまだ未決定なのですが、今言われていることは私が考える中のことかも分からないんですけども、中山盆地道の駅を、やはり高山の中心・核として開発をしていきたいと、そういった旨のことがありますので、やはりその辺を最重点に考えて、さきに言われたように官民一体型のとか、最初民間移行というのはなかなか難しいところがございますんで、立ち上げて徐々にそれを民間に移行していくシステム、そういったものを考えていただき、規模はさっき言った10室程度。あと、期間とかそういうものも、やはり今から明記していかないと、できればアフターコロナ考えれば、今もう、ある程度施設としてあれば必要なんですけれども、これから考えていく感では、やはり2年、3年は、村長の期間内というのは、もう難しくなってくる範囲になってくると思うんですね。

ですから、その辺を考えてぜひ進めていっていただきたいのと、あと一つ、候補として私考えるのには、ふれあいプラザがありまして、右側に桜山がございますよね、老人ホームの上側の。あの辺をうまく利用すると、景観とかそういうものはかなりよいところであるし、温泉も利用できると。そういったものも考えるのも一つの手じゃないかななんてことは考えていますんで、村民の多くの方にご意見、ご協力いただかないとできない施設ですし、できたからには運営して、ツープーでできるような施設にならないといけないと思いますんで、ぜひ早急にご協議いただいて、話を進めていただければという感じを持ちます。

以上です。

○議長（山口英司君） 後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員には前向きなご意見をいただき、大変ありがとうございます。

時々、群馬県の町村会の首長さんからは、この間も南牧村の最定村長からも言われたんですけども、この高山には宿泊設備がないと申し上げたんですよ。課長級同士の懇親会ができないかというお誘いがあったんですけども、高山ではちょっと宿泊設備がなくて難しいと答えておいたんですけども。

基本的に私のこの高山の宿泊施設が欲しいというのは、高山で生まれ育った人が東京に出て、帰ってきても代が変わったり、あるいは実家には泊まれないという、そういうことは多々あると思うんですよ。そういう泊まれる人もいられませんが、そういう人たちが生まれたところに帰ってきても、なかなか安住する時間が持てないということから、これは福祉の面でも、そういう人たちが泊まれるところがあればいいなという基本的な考え

から、宿泊施設が欲しいということになっているわけです。

私の在任期間中にはできないかもしれないけれども、この先々造れるような体制ができればいいなというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 村長がやりたいように、本当にこういう施設というのは、あれば皆さんが利用できる体制づくりというのができるかなと思うんですけども、村の中では小規模な、今のところ民宿形式なところが2か所ぐらいあるかなと思うんですけども、それだけではちょっと、これから5年、10年先を見越す中では、なかなか消化しきれないというところがございまして、村長の話にあったように、やっぱり各個人で考えても、やはり各自宅に泊まる施設って言うより、部屋も少ないというのがね、これが多分に出ているかなと思いますので、ぜひ前向きな形で、皆さんの合意を得て造れるような施設を、ぜひ早急に対応していただきたいかなと思います。

以上で終わります。

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（山口英司君） 次に、6番、後藤明宏議員の発言を許可します。

6番、後藤議員。

〔6番 後藤明宏君登壇〕

○6番（後藤明宏君） 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

コロナウイルス感染症対策にて3年間以上が経過し、昨年よりソビエトによるウクライナ侵攻にてエネルギー価格の高騰や世界の食物バランスの変化により、電気・ガス・燃料・食料品などあらゆるものが値上がりする中、高齢者の年金支給額は下がり、この先を不安視する声を聞きます。

コロナ禍にて高山村の事業が中止・縮小となり減額された費用が、旅費・食糧費を除き、令和2年度3,152万4,000円、3年度に3,434万円、4年度に2,347万円、3年間合計で8,933万4,000円の事業費の減額となりました。

今年5月より、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行し、感染症と付き合いながら今までの生活に戻り、村の事業も平常化しなければなりません、この高山村を築き

上げていただいた高齢者、年金生活者への支援策について、村長の所見を求めます。

○議長（山口英司君） 後藤村長より答弁を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） それでは、後藤明宏議員の一般質問にお答えいたします。

まず、高山村で実施している高齢者への主な支援策を申し上げます。

最初に、現金給付として敬老祝金を毎年支給しております。これは80歳から84歳の方に5,000円、85歳以上の方に1万円を毎年支給しております。

令和4年度に支給した額は、80歳から84歳の方が189人で94万5,000円、85歳以上の方が312人で312万円、合計すると501人で406万5,000円でありました。この祝金は、吾妻郡内の他町村では支給していなかったり、支給していても低額であったりするので、比較すると高山村は高齢者に対して高額な祝金を支給していると言えます。

また、特別敬老祝金も支給しており、満100歳になると現金30万円と5万円相当の祝品を贈呈しております。この祝金も、吾妻郡内の町村と比較してみると、高山が一番高額となっております。

次に、今年度から実施している地域振興券、70歳未満の方に3,000円分、70歳以上の方に5,000円分を支給しております。使用できる店舗等も、昨年度まではたかやま振興公社が管理している施設のみで利用できる福祉入浴券でしたが、今年度からは村内の主な業者や店舗などで使用できるようになり、利便性が向上したと思います。

そのほかにも、高齢者への支援策として、条件を必要とするものもありますが、高齢者住宅改造費助成事業、紙おむつの給付事業、寝具等クリーニング利用券支給事業、バス回数券割引事業なども実施しております。

なお、これらの事業は、広報5月号に高齢者の在宅生活を支えるための主なサービスとして掲載し、村民に周知しております。

なお、物価高騰による生活困窮は高齢者のみではなく、住民税非課税世帯などもその影響を大きく受けております。

そこで、国の交付金により、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として1世帯当たり10万円、令和3年度と令和4年度に合わせて468世帯、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円を令和4年度に344世帯へ支給しており、いずれも支給対象は住民税非課税世帯でありました。

以上のように、高齢者や生活困窮者に対して支援策などを実施しておりますが、今後につ

きましては、限りある財源を有効に活用することを念頭に置き、支援が必要な場合は、皆様のご理解を得ながら支援策を実施してまいりたいと考えております。

以上、後藤明宏議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 6番、後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 村長のお話を聞きまして、高山村では手厚くいろいろなことがなされているのは分かりました。

5類になりました感染症ですが、決してウイルスがなくなったわけではありません。感染した場合、リスクの高い高齢者へのフォローは、行政としてこれからも行っていただきたいと思えます。

生活しやすく笑顔でいられる高山に期待したいと思えます。よろしく願いいたします。

◇ 渡 邊 裕 治 君

○議長（山口英司君） 次に、1番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

1番、渡邊議員。

〔1番 渡邊裕治君登壇〕

○1番（渡邊裕治君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず最初に、私は4月の統一地方選を経て5月に議員に就任させていただきましたので、今回これまでの一村民としての目線で見えてきたことを基に質問をさせていただくことをお断りさせていただいて、質問に入らせていただきます。

この5月に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが、2類相当から5類相当になりました。高山村の新型コロナ感染対策についての総括について、今回一括してちょっと質問をさせていただきます。

まず、新型コロナ対策本部の村の本部長として、村長にこの3年間の総括について、総括を行ったかどうか。行った、行わなかったで答えいただければと思えます。また、そのときの会議録等の記録についてがあれば、公開・公表、また総括の公表についても行うか行わないかを加えて、理由もお答えください。

2つ目は、コロナ禍による「子どもたちの運動・スポーツ環境への影響」についてお聞き

します。

コロナ禍において、社会全体として生活全般を制限せざるを得ない状況でした。特に子供たちは、学校休校、外出自粛等、心身ともに成長する段階において制限を受け、運動・スポーツ各競技によっては制限が多くありました。この点について、制限等の指示をされた本部長としての村長の当時の考え方をお聞かせください。

3つ目は、海外派遣事業を見送った学年に対する生徒への対応について、教育長にお聞きいたします。

中学生の海外派遣事業計画において、令和3年度、令和4年度の中学校生徒について渡航制限等があり、見送らざるを得なかった状況は理解をしております。今年度、シンガポールへ海外研修事業を実施とのことですが、渡航先の選定経緯について、また今回高校2年生に対しての参加希望調査があったかと思いますが、本人の意思、本人が行かない、希望しないだけではなく、その学校行事等で断念したかどうかという調査までされたかどうか。

もう一つは、現在の高校1年生に対して、海外派遣事業の実施について今年度の実施経過、今年度は高校2年生だけということなのですが、その次年度の計画予定について案内をしたかどうか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（山口英司君） 後藤村長より答弁を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま渡邊裕治議員からのご質問に対してお答えしたいと思います。

高山村の新型コロナ感染対策の総括についてのご質問のうち、新型コロナ対策本部、村の本部長としての総括についてお答えいたします。

令和元年12月初旬に中国で第1例目の感染者が報告され、令和2年1月15日に国内で最初の感染者が確認されてから瞬く間に感染が拡大し、数か月でパンデミックといわれる状況となりました。当初は新種のウイルスということで、国の専門家でも適切な対処方法が分からない状態であったため、村としても手探り状態での対応を余儀なくされ、大変苦慮いたしたところであります。

村では、令和2年2月28日に村長を本部長として高山村新型コロナウイルス感染対策本部を設置し、限られた情報の中で対策を協議、検討してまいりました。令和5年5月8日に2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類へと立ち位置を変えました。季節性インフルエンザと同等の5類となったわけであります。計23回の会議を開催しております。

基本的な対処方法は、国や群馬県また関係機関から詳細に示されておりましたので、これらの情報の共有を図るとともに、保育所、幼稚園、学校などの休業、あるいは村有施設の使用、村民への周知方法などについて協議することがメインとなっております。

会議の概要については要点記録として残しておりますが、会議記録の作成はしておりませんので、総括を含め公表は考えておりません。また、新型コロナウイルスに対する知識は国や県からの情報に頼るしかなく、そのような状況での独自対応は難しいものがあり、対症療法的な対応をせざるを得なかったものと思っております。また、引き続き予防措置を取りながら、徐々に元の生活に戻れるよう自制していただければと思っております。

今後、同様の事案が発生した場合には、いち早く正確な情報収集に努めるとともに、関係機関との連携を密に、村民の生命の安全を第一に考えて対処してまいりたいと考えております。

以上、渡邊裕治議員からの、新型コロナ対策本部、村の本部長としての総括についての質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 続いて、山口教育長より答弁を求めます。

山口教育長。

○教育長（山口 廣君） 2番目の「子どもたちの運動・スポーツ環境への影響」につきまして、村長に代わりまして、教育長の山口のほうで答弁させていただきます。

コロナ禍での学校や公共の運動施設の利用中止や、一時的な利用の人数制限をさせていただいた時期もございました。子供たちの運動は、身体的な健康や生活習慣に影響を及ぼすため、学校保健安全法に基づいた国や県教育委員会の要請を遵守しつつ、村の関係機関と情報を共有しながら、できる限り運動できるように努めてまいりました。

学校の運動会では、保護者の参加を制限し実施したり、体育の授業では、屋内ではマスク着用をしたりするなど、感染対策を十分行った上で活動してまいりました。また、スポーツ少年団活動においても、警戒レベルを考慮しながらできる限り活動できるよう努め、子供たちの仲間やチームメイトとの交流を大切にできるよう指導をしていただきました。

中学校の部活動は、県立学校の活動に準じるよう要請があり、対外試合禁止等の制限が長くありましたが、現在ではコロナ過前の状態に戻っております。

5月8日より感染症法の位置づけが変わったことにより、学校教育、社会教育におけるスポーツ環境への制限は全てなくして、現在活動を再開しておりますが、事案が発生した場合には、子供たちが安全な環境で適切な運動や身体活動が続けられるよう、関係機関と連携し、

適切な対策とサポートをしていきたいと思えます。

以上で「子どもたちの運動・スポーツ環境への影響」についての答弁とさせていただきます。

続きまして、コロナ禍における海外派遣事業の実施を見送った生徒への対応についてですが、コロナ禍により、令和2年度、3年度、4年度と、中学生海外派遣事業が中止となりました。例年中学2年生を対象に希望者全員をオーストラリアへ派遣しておりましたが、今年度は中学校2年生と、昨年中止となった3年生を対象として実施いたします。

また、令和2年度の対象者につきましては、高校2年生の希望者全員をシンガポールへ派遣し、現地学生との交流を中心とした高校生海外派遣事業として実施いたします。

シンガポールに決めたのは、一つが、シンガポールがこのような海外からの受入れを積極的に行っており交流もしていることが一つと、当初、高校生の補助につきましては、高校主催の修学旅行等で海外派遣をする場合、半額補助ということでアナウンスをしておりました。ところが、調査しましたら、本年度海外派遣に行く学校は、子供たちが通っている学校では農大二高のみ、ほかの学校はまだ中止ということを経験収集で得ました。その高2の農大二高に行っている生徒がシンガポールということです。

ですので、優先的に高校主催の海外研修を目的としていますので、それ以上の場所を選ぶということはなかなか難しいということになります。農大二高の子は、学校のほうの修学旅行で行きます。と同時に、いろいろ調査の結果、シンガポールはそのようなところの受入れ体制がきちっとしていることと、農二に行く子供と同じところ、ほぼ日程も同じ状況です。ということで、シンガポールに決めさせていただきました。

これにつきましては、教育委員会にかけまして、その方向がいろいろという結論を得て、今回そのような形にしております。

それから、令和3年度の対象者につきましては、来年度、高校生の海外派遣事業を今年度と同様に実施したいと考えております。ただし、このアナウンスについては、予算が通らない限りアナウンスできません。ですので、今年度もそうですが、予算一旦見送られた関係で、実際に今の高校2年生にアナウンスしたのは、予算可決後になってしまったということです。ですので、実施したいとは考えておりますが、来年度予算のところでは上げていきたいと、調査をして上げていきたいと考えて、可決された段階においてすぐに案内できるような状況にしていきたいというふうに思っております。

それから、今年度の中学生海外派遣事業でも高校生海外派遣事業についても、参加しない

生徒はおります。参加しない理由についてはプライベートなことになりますので、調査はしておりません。ご家庭の判断と考えております。

以上、渡邊裕治議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、教育長、ご答弁ありがとうございました。

1つ目の質問の、村の本部長としての総括の件なのですが、例えば新型コロナの感染が日本で確認されて、当時3月、学校の一斉休校になって、保育所も閉めるということで、保育所利用の保護者が当時役場に来訪して、当時の副村長、総務課長と面会を求めたりと、当時、幼稚園、小学校の卒業式も一旦中止ということで、私もそのとき保護者だったので、これに関しては何となくして、様々な保護者から相談を受けたりもいたしました。

それと、役場内で発生したときがあったと思うんですが、そのとき立入禁止掲示を役場の前にただけで、緊急で防災無線を使わなかったりということがあったと思ひまして、この件を私が知ったのはお昼のNHKニュースで、本来、役場庁舎の立入禁止という措置というのは、村民から見れば、村民に対して一番先に知らせなければいけない部分ではなかったであろうかというふうに率直に思った次第です。

その後も、村長のコメント等を村のホームページに掲載されたりもあったんですが、ただ単にコメントが打ってあるだけのPDFで署名も何もない文書だったので、本来であれば、こういった村民への周知を含めた総括をきちんとすべきものだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山口英司君） 後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 私が考えますのには、このときの対応としては正しかったと思っております。

立入禁止というのは、まずは窓口には来られない状況をつくったということですね。庁内での仕事は休んだということ。これが村民との接触があったなら、また感染は広がっていったかもしれません。上毛新聞の一面のトップに掲載されたということは非常に不名誉だったんですけれども、今考えれば何だったんだというような気はしますけれども、この武智先生の指導・アドバイスが適切に行われたことで、この感染を最小限に食い止めたということでありました。

ですから、署名云々ということではなくて、この感染拡大を防げたということでありますから、それでよいのではないかと考えております。

○議長（山口英司君） 渡邊議員、よろしいですか。

○1番（渡邊裕治君） はい。

○議長（山口英司君） 引き続き、1番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

渡邊議員。

〔1番 渡邊裕治君登壇〕

○1番（渡邊裕治君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、先ほどに続いて質問をさせていただきます。

後藤村長は就任をして10年目を迎えたわけですが、今後の村の方向性についてお伺いいたします。

まず1つ目は、村長は様々なところで、農業が村の主力産業と位置づけているというお話をされておりますけれども、現在就農して定住してもらうことを第一段階とすると、どの段階まで行けば主力としての農業になるとお考えでしょうか。簡潔にお答えください。

2つ目として、農業・商工業・観光の連携についてお聞きいたします。

昨年度よりアグリメディアを中心にする地元農家の研修、遊休農地を活用した農園体験などを進めておりますが、それ以外の部分で農業・商工業・観光の連携について、村内の経済の活性化のためにこういった方向性を探れるのか、簡潔にお答えください。

3番目に、村の政策広報・観光資源の広報・メディア活用について、現在のところの広報活用について足りないと思われる部分があれば、簡潔にお答えください。

以上です。

○議長（山口英司君） 後藤村長より答弁を求めます。

後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 渡邊裕治議員からのご質問にお答えいたします。

まず1つ目の、村長の掲げる「主力産業としての農業」の位置づけについてお答えいたします。

我が国の農業は、農業従事者の減少と同時に高齢化も進行し、担い手不足の課題を抱えております。また、担い手不足等によって耕作放棄地も増加傾向にあり、地域の主力産業である農業の活力低下が、地域経済の衰退を引き起こしかねない地域が広がりつつあります。

高山村の農業構造については、昭和40年代から兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加いたしました。近年では一層の兼業の深化や農業者の高齢化より、後継者不足が深刻化していると感じております。また、こうした中、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定

兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、顕著な進展を見ないまま推移してまいりましたが、最近になり、機械更新時や世代交代等を機に、急速に農地の流動化が進む可能性が高まってまいりました。

新たな担い手を確保するため、農業に関心を寄せる若者や早期退職した会社員を積極的に支援し、現在進めている株式会社アグリメディアと連携した就農支援事業や就農型の地域おこし協力隊の受入れを継続し、高山村で農業を営んでいけるような体制づくりを推進してまいります。また、後継者のいない農家については、事業継承ができるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。

国や県でも多くの施策を講じておりますけれども、なかなか成果が現れていないように思われます。特効薬的な対策は難しいのかもしれませんが、中・長期的な視点を持って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2つ目の農業・商工業・観光の連携についてですが、令和3年度から株式会社アグリメディアと連携し、就農支援・農的魅力支援事業を進めております。

就農支援関連では、就農型の地域おこし協力隊員が昨年より5名となり、独立営農、畑作、有機野菜などの少量多品目を希望しており、このあたりを魅力に感じて高山村に来られるケースが多いようです。

また、農的魅力支援関連では、農業体験イベントを昨年度は26日、270名弱の方に参加をいただき、今年度は40日、600名程度の参加者を計画しております。引き続き、首都圏中心からの来場者を見込み、高山村のファンを増やしていきたいと考えております。

産地づくり支援関連では、道の駅を中心とした産地づくりを目標としております。さとのわフードファクトリーが昨年度から稼働し、本年度は本格的に販売活動も含め取り組んでまいります。

今後については、5年後、10年後に向け、未来センターさとのわを核として農産物の6次産業化を進めるとともに、県立ぐんま天文台やロックハート城との連携を見いだしながら、高山村に興味を持ってくれる方を増やし、さらには村の産業を担ってくれるような移住者を増加させるべく、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3つ目の村の政策広報・観光資源の広報・メディア活用についてですが、村の政策広報は、主に村内向けに毎月発行している「広報たかやま」への掲載や、村のホームページを利用したものとなっております。観光情報なども、村のホームページや、指定管理者であるたかやま振興公社のホームページに掲載しております。その他も、スポット的なものでは

ありますが、旅行雑誌などにも掲載依頼をしております。

また、地域おこし協力隊員の方には、SNSなどを活用して高山村の宣伝をしていただいているようでございます。さらには、群馬テレビのdチャンネルでは「市町村からのお知らせ」というコーナーにおいて、イベント情報を含め掲載していただくとともに、村のPRを進めているところでございます。

しかしながら、これで情報発信が十分であるとは思っておりません。興味のある方は自ら情報収集されると思いますが、興味がない方にも見ていただける、聞いていただけるような情報提供ができればと思っているところでございます。引き続き、検討してまいりたいと思います。

以上、渡邊裕治議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 村長、答弁ありがとうございます。

2番の農業・商業・観光業の連携ということで、実は去年の収穫祭等の村のイベント、私も子供を連れて行ったんですけれども、キッチンカーは多かったんですけれども、外の販売ブースというのが月あかねしかなくて、パンフレット等もなくて、ちょっと担当に声をかけてみたところ、パンフレットは農政課なのでということで、この辺もできれば各課ごとに連携を取れたほうがいいのかというふうに思った次第です。せっかく村の収穫祭なので、できれば村民が積極的に販売するブースがあったほうがよいのではないかというふうに感じた部分もありますし、以前ふるさと祭りなんかでも商工会と連携して、そういうようなブースを出していただいたこともあるかと思います。

また、この5月の連休に、中学校と北毛青年の家のグラウンドで、県内外から多くのチームが参加する少年サッカー大会がありまして、それぞれの学年のカテゴリーごとに、予定では5日間の予定だったんですね。選手だけではなく、保護者や大会関係者等も多く来ていて、ここにもし村の事業者がお弁当やジュース販売などが入るような形ができれば、やっぱり村の経済が活性化する。一時的なものではあるかもしれませんが、村の事業者の収入となるわけですね。

実際のところ、見ていたら、やっぱり村外業者さんを取りまとめて、大会主催者が発注をしていたような形だったので、そこで村が少しでも関わっていただければ、農産物の販売や、道の駅に寄っていただいたり、そういうふうな形もできれば村内経済の活性化につながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

それと、村の広報政策に関してなんですけれども、ちょっと高山村、吾妻6か町村のウェブページを見ると、高山村だけまだちょっとスマートフォン対応になっていない部分があるんですね。高山村はどういうところなんだろうと調べたときに、やっぱり高山村で調べて今検索をかけると、一応上には通るんですけれども、高山村というと長野県高山村もありますので、その辺もちょっと考慮に入れて、今後メディア活動のほうをしていただければと思います。

あと、今、観光交流に主軸を置いているということなんですけれども、実は高山のトップページから、本当に今、村外の方々にアピールすべき、さとのわのホームページのリンクがなかったり、道の駅中山盆地からさとのわのリンクがなかったりということで、もうこれは、できれば早めに改善をしていただきたいなということと、せっかくいろんなSNS等を活用する部分もあると思うんですけれども、インバウンド向けプロモーション動画作成で「DISCOVER TAKAYAMA GUNMA」というユーチューブのチャンネルがあるんですが、そのほかの、例えばふれあい、道の駅の公園の動画とか、そのほかの動画に関しては、実はチャンネル名も動画もちょっとばらばらで1か所に集められていないというところで、村外の方から「これを高山村のチャンネルに一括して集約すれば、もっとアピールできるんじゃないか」というふうなお話もいただいたりしているんですね。こういった部分も、やっぱり今後改善をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口英司君） 後藤村長。

○村長（後藤幸三君） 大変ありがたいご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。

長野県の高山村、藤井荘、大変有名になりました。藤井棋士があそこで対局いたしました。これは全国的な宣伝になったと思います。高山村では、この高山村と昔は交流をしていたんですけれども、わらび荘がなくなってから交流がなくなったということでもあります。高山村にはゴルフ場がなくて、群馬の高山村にはゴルフ場があって、ゴルフをしながらの議員さんとの交流があったわけでありまして。

議員おっしゃるように、まだまだこれからSNSや宣伝の手段とアドバタイジングしていきたいというふうに考えております。このコロナのとき、やや消極的な行動パターンになったかと思うんです。これからは、そんなに気を遣わずに、コロナには気を遣わずに活動できると思いますので、その方面も改善されると期待をしております。

○議長（山口英司君） 渡邊議員、よろしいですか。

○1番（渡邊裕治君） はい。

○議長（山口英司君） 以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（山口英司君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、6月9日から6月13日までの5日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、6月9日から6月13日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山口英司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は、6月14日水曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参加願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

散会 午後 零時 17分

令和5年第2回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年6月14日(水)午前10時開議

- 日程第 1 委員会報告
- 日程第 2 議案第 1号 高山村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6号 令和5年度高山村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第 7号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第 8号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第 9号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第10号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について
- 日程第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君

9番 平形 富二夫 君

10番 山口 英司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後藤 幸三 君	副 村 長	平形 郁雄 君
教 育 長	山口 廣 君	総務課長	後藤 好 君
会計管理者兼 税務会計課長	本間 尚也 君	住民課長	都筑 喜久雄 君
保健みらい 課 長	割田 信一 君	農林課長	平形 英俊 君
建設課長	飯塚 優一郎 君	地域振興課長	林 隆文 君
教育課長	金井 等 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小池 正浩 書記 林 大生

令和5年6月14日（水曜日）

（第2号）

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和5年第2回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎委員会報告

○議長（山口英司君） 日程第1、委員会報告を議題とします。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

後藤委員長。

○総務文教常任委員長（後藤 肇君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会管内行政調査報告。

令和5年第2回高山村議会定例会。令和5年6月14日水曜日。

報告、総務文教常任委員長、後藤肇。

総務文教委員会では、6月9日金曜日午後1時から全委員及び小池事務局長の同伴で、総務課、教育委員会の行政調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

対象とした内容は、さとのわの防災備蓄倉庫、改築後の学校給食センターの2か所であり
ます。

まずは、さとのわの防災備蓄倉庫であります。総務課後藤課長、武田補佐、平形係長の
出席を求め、現地にて説明を受けました。

令和元年6月の台風19号以来、線状降水帯の発生による豪雨災害が各地で見られます。そ
のため、避難情報が発令され、避難所開設の要望が高まってまいりました。高山でも避難所
開設に伴い、避難用備蓄品の整備が急務となり、さとのわの防災備蓄倉庫に備蓄品を整備し
たこととなります。

備蓄品は県の指導により100人程度が3日間生活できる量を前提に必需品をそろえていま

す。例えば、アルファ化米、長期保存水、ミルクビスケット、テント型パーティション、トイレ、毛布など、初期の備蓄品がそろえてありますが、備蓄品や量は十分とは限らず、注意を払っていくとのことでした。備蓄品は、いぶき会館、役場庁舎にも配分してあることも付け加えられました。

次に、学校給食センターの改築であります。教育委員会、山口教育長、金井課長、都筑補佐の出席を求め、現地にて説明を受けました。

昨年の9月末に完成し、10月11日より給食が再開されました。今回の改築では8,536万円の事業費をかけ、調理場内の動線の改善と、汚染作業区域と非汚染作業区域との区分けを行いました。もう一つは、今まで業務委託されていた炊飯が学校給食センターで行えるようになり、年間450万円の支出が抑えられます。ただし、米飯調理は炊飯釜6個で1日に26キロを炊くので、会計年度任用職員を1人増員する必要がありますが、それでも年間300万円の削減となるそうです。また、調理室内の調理環境のための空調設備整備など、今後の問題点も話されていました。今までも従業員の工夫と細心の注意により、事故もなく経過してきましたが、今後も安心して安全な環境下の給食の提供ができるものと思います。

以上、調査に際し、お世話になりました関係職員等の皆様に感謝を申し上げ、管内行政調査の報告といたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 次に、農林建設常任委員会の報告を求めます。

佐藤委員長。

○農林建設常任委員長（佐藤晴夫君） 農林建設常任委員会管内視察報告を行います。

令和5年第2回高山村議会定例会。

農林建設常任委員長、佐藤晴夫。

農林常任委員会では、去る6月9日に平形副村長、地域振興課林課長、山岸補佐、農林課平形課長、松井参事、小林主事の同行をいただき、たかやま未来センターさとのわと、たかやま高原牧場の現地視察を行いましたので報告いたします。

最初に視察したのがたかやま未来センターさとのわです。昨年9月にグランドオープンしてから今年5月までの9か月間で利用者数は1万9,998人で、月平均2,220の方が来館し、総売上げは1,815万5,000円あったそうです。

カフェの運営では、村の食材の発信の場として、地場産品を中心にピザ・ジェラート等を提供しており、この4月よりカフェの運營業務支援として、Hinoki社の藤田氏に依頼

して、メニューの見直しや価格の改定を図り、村の旬の食材を使用した新メニューの開発等に取り組んでいるそうです。

フードファクトリーの運営でも、H i n o k i 社の藤田氏に依頼し、運営支援及び外販支援をいただき、先月より都内の食品卸業者の仲買販売を開始し、枝豆のペースト等が販売され、外販活動も始まっております。村の農産物のブランド化、ふるさと納税の返礼品等の開発を実施するとともに、収益化を目指した営業活動等を本格的に進めていくそうです。これからは、農家の方々からの委託加工も検討しているそうです。

次に視察したのが、たかやま高原牧場です。この日は牧場を借りて羊を放牧したいという高崎市倉賀野町に本社のある株式会社環境システムズの常務取締役の山縣さんと、開発部次長の谷古宇さんの2名が来村して、牧場利用の概要説明を聞いたところ、県が懸念しているセシウムの問題もあるので、8月に取りあえず8頭を入れ、来春まで放牧してみて、肉の問題がなければ、来年度から本格的な放牧を始め、5年間で放牧頭数を500頭にしたい計画を進めるそうです。

この会社では、高山村で羊を中心に据えた循環型農耕畜産を展開し、肉は健康食品としてミルクはチーズなどの加工品に、毛や皮は衣料品に全て活用できる家畜で、高山村の高原にふさわしい農畜連携プロジェクトにしたいとのこと。また、羊の管理をする方は、会社で新田に家を買って、事務所を置き、高山村に住まわれるそうです。

それと、今議会で提出された畜産振興費の補正71万5,000円のアスベスト調査業務委託料の関係で、越冬牛舎、車庫、堆肥舎等の施設を見ましたが、スレート材等が使われており、アスベストが含まれているように思われました。

以上をもちまして、管内視察の報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 以上で、委員会報告を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第2、議案第1号 高山村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 高山村犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第3、議案第2号 たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 今、全国において人口減少は大きな問題となっております。特に、中山間地域では今後の地域の存続に関わる大きな問題でもございます。また、地方から大都市への人口流入が止まらず、今後ますますこの傾向が強くなることも予想されます。

そうした中で、都会から地方への移住定住促進は、地域社会を健全な形で維持存続させていく最も重要な施策だというふうに考えております。

そこで、今回3点ばかり質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、近年の高山村への移住希望者の推移についてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

飯塚議員のご質問にお答えをいたします。

移住定住の関係で、今、村のほうでも移住コーディネーターさんに業務委託をしております。昨年までは1人だったんですが、今年度から2人体制ということで、その中で移住定住コーディネーターさんのほうで相談件数を受けています。その中でどうしても1人で対応できない。空き家まで、ある程度探してもらうような形にもなっていますので、どうしても相談された方が相談をしたときに、空き家がない場合についてなかなか進展ができないと。移住コーディネーターさんも県内ではある程度、横のつながりがすごいですので、その中で相談をしながら、じゃ、この人は高山がいいんじゃないか、この人は都市部がいいんじゃないかという相談も受けているようでございます。

その中で、近年の相談件数なんですが、元年のときについては166件ありました。これは延べ件数でございます。令和2年度は129件、令和3年度は70件、コロナ禍もあって減ってきているのが現状かと思えます。令和4年度が89件ということで、89件の中で17組の方が相談を受けているようでございます。

移住の人数なんですが、その元年から4年までで23人の方が移住をしているような形になるかと思えます。こちらについても移住相談ということでコーディネーターさんと連携をしながら、なるべく空き家をうまく有効活用しながら進めていければと思っています。

以上になります。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） ただいまのお答えを見ますと、元年が166件ですか、最近では減っているということでございますが、これについては多分コロナの影響ということもあろうかと思えます。引き続き、この移住希望者の発掘といいますか、増に努力していただきたいと思えます。

続きまして、2点目でございますが、本住宅の設置に至った経緯、必要性等、これについてお尋ねをいたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 2点目の促進住宅の導入した経緯なんですが、移住定住のコーディネーターさんと話をした中で、どうしても空き家物件がない。例えば、最初のほうは空いている物件があればすんなり紹介はできたんですが、なかなか進まない。実際、話した中で、村のほうでそういう、お金もかかることなので、整備したらどうかという形になり

ました。

実際、うちのほうもちょっと初めての事業だったものですから、どういう形でやっていかというの聞きながら進めていった事業だと思います。ただ、どうしても受皿が少ないということで、この事業を始めた結果になっています。

経緯についてはそういう形になります。必要性についてなんですけど、どうしても移住の方を増やしたい。人口減少がかさんでいきますので、今の現状だと自然減少が進みますので、どうしても移住の方を村に誘致をしたいということもありまして、こういう事業を進めているような形になるかと思っています。

以上になります。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） ありがとうございます。

移住をされる方というのはほとんどが若い方だと思うんですね。そうするとやっぱり経済力もあまりないということで、行政のほうで、ある程度そういう形で準備をしてやるというか、そういうことが重要かなというふうに思っています。大変いい取組かなというふうに感じておるところでございます。

次に、3点目でございます。

本住宅への現時点の利用者の有無、また今後の見込み、またこういった施設を今後増設するのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 3点目のご質問なんですけど、移住定住の希望者ということで、コーディネーターさんのほうから話を聞きますと、やっぱりどうしても移住をしたいという方が何人かはいらっしゃるようでございます。ただ、受皿がないので、その辺について、今後については、今回、新田の家ということで1軒、事業のほうで進んで、住宅のほうを確保できたので、その物件については公募のほうで希望者を募っていければと思います。何人かの方は話は来ているようでございます。

今後の見通しなんですけど、この事業につきましては、今後継続していければと思っております。また、どういう状況の中で進むか分からないんですけども、移住コーディネーターさんと話をしながら、例えば棟数とか、そういうものもありますので、それについては話をしながら、予算の確保もありますので、それについては随時進めていければと思っております。

以上です。

○議長（山口英司君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） この空き家を改修するということで、移住定住にも貢献すると思うんですけども、やはり空き家対策についても同時にこれが解決できるということで、非常にいい取組かなというふうに思っております。ぜひ、続けてこの施策を充実あるものに充実をさせていただきたいと思っております。

それから、1つだけ私見ではありますが、この条例についてちょっとお話をさせていただきます。

条例の中の4条に、入居条件の中で、地域の活動に参加できる者という記載がございます。これは、移住者と既存住民が協力し合って地域を盛り上げていくという意気込みが感じられます。まさに行政が目指す方向だなというふうに関心をいたしたところでございます。

先ほどお答えをいただいたように、村当局としても、移住定住促進については、しっかりと進めていただいているようではございますが、先ほど申し上げたとおり、移住定住促進は少子高齢化対策と並んで、地域社会を健全に維持存続させるための最重要施策だというふうに思っております。つきましては、引き続き関係者が一丸となって前に進めていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（山口英司君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第4、議案第3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第5、議案第4号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 高山村税条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第6、議案第5号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 上州高山ふるさと寄附条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号～議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第7、議案第6号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第2号）から、日程第11、議案第10号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算

(第1号)までの5議案を一括議題とします。

本件は、6月8日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第6号について質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いします。

6番、後藤議員。

○6番(後藤明宏君) 13ページ、2款1項5目企画費、原油価格の高騰、物価高騰対策事業者支援給付金事業なんですけれども、こちらの5,101万円についての説明を求めます。

○議長(山口英司君) 林地域振興課長。

○地域振興課長(林 隆文君) どうもお世話になります。

後藤議員のご質問にお答えをいたします。

原油価格の物価高騰ということで、予算、補正で取らせていただきました。この内容なんですけど、多くの事業者が水道、光熱費、燃料が高騰しておりまして、村内の事業者さんのほうについても大分影響を受けているかと思えます。その事業活動の維持と継続の緊急支援ということで補正予算で上げさせていただきました。

内容なんですけど、給付の対象者なんですけど、村内に事業所がある方、中小企業者、あとは個人の事業者になります。条件としては、税務申告を行っている方とかいろいろあるんですけど、主なものについてはそういう形でなっております。

交付の対象経費ということで、その中で水道光熱費と燃料費、これは令和4年度の確定申告、事業報告の中でその部分が経費の部分になるかと思えます。法人の方につきましては、自家消費分ということで100万円。個人の事業者については自家消費で50万円ということをして差し引きをしまして、あくまでも上限なんですけど、法人の方については100万を給付、個人の事業者さんについては30万円を上限として給付するような形になるかと思えます。

この内容なんですけど、水道光熱費の燃料費、それぞれ法人の場合は基礎控除の100万円と個人の50万を引いて300万円までは10%ということで、300万円を超えた燃料とか水道光熱費は2%になります。それを合算したものが100万円、個人では30万円という形で上限となっております。

実際、この対象者の事業者なんですけど、あくまでも概算で法人で35業者、個人の方が80、予算上115という形で事業者で予算を組んでおります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(山口英司君) ほかに質疑はありませんか。

8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 24ページですね、農林水産で林業です。

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業で3,765万という金額があつて、参考予算資料の中に、この名簿一覧表みたいなのは頂いているんですけども、この選ばれている過程というんですかね、その過程を少し教えていただければと思うわけですね。

ここに何名かの名前が出ているわけですけども、この選出のルートというんですか、どうしてこういう方を選んで、こう出してきたのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 後藤肇議員のご質問にお答えいたします。

そちらの名簿の経緯でございますが、所有者の方から、吾妻森林組合のほうにお願いがありまして、森林組合のほうで取りまとめまして、それが村に上がってきたというような流れとなっております。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 経緯が分かりましたので、こういう事業自体はかなりいいことで、これは数年やっていることなんですけれども、ぜひ続けていっていただければと思います。

以上です。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 23ページの6款1項4目をお願いいたします。

アスベスト調査業務委託料は71万5,000円入っております。これは恐らくスレート材のアスベスト調査と思われまふ。今、高山村でも公共施設や一般家庭で多く見られておりますけれども、今回の調査で今後のことに意義がうんとあると思うので、大賛成だと思います。

また、今回、公共牧場運営管理費として補正が出てきましたけれども、令和5年度一般会計予算が否決され大きく新聞に記載されました。その後、幾つかの予算を取り下げること、新年度予算が可決されたと聞きました。そのうちの一つが、たかやま高原牧場と聞きました。そのときは一村民でありますから、内容はよく分かりません。今は、村民の代表として、6人の議員の中に入っております。いきさつを6人の新しい議員さんに聞かせていただきたいと思ひます。

また、もう一つは、たかやま高原牧場に、K S I 高山ひつじ牧場と名のり、8月には8頭入れたいと説明がありましたが、利用者、柵だの、いろいろな整備が入っておりますけれども、耐用年数、賃貸料が概要に記載されていない理由を聞かせていただきたいと思います。みなかみの畜産業者の方からは、放牧料が入っていると思いますのでお願いいたします。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 平形富二夫議員からのご質問にお答えいたします。

今年3月に行われました令和5年第1回定例会において、たかやま高原牧場の羊の貸付けに関連した予算につきまして、議員の方から結果を見てから徐々に施設を整備するならば分かるが、今の状態では予算の費用対効果が見られない。執行部からいろいろな説明を受けたが、改めて予算書の金額を修正してから審議すべきと意見が出され、当初予算から管理事務所の改修に係る費用やそのほかの施設の修繕費用などを合わせて3,081万1,000円を減額いたしました。

まず、羊の受入れに至った経緯ですが、今まで村外の畜主の方から繁殖和牛を預かり、放牧料を徴収して飼育管理を行ってききましたが、管理をお願いしております牧夫の方が高齢となり、また病気などを発症したりして、牛の放牧管理が難しくなり、後任の牧夫の方を探していましたが見つからないでいたところ、昨年2月に高崎市の事業者から、たかやま高原牧場内で羊の放牧を行い、その飼育の際に出た羊毛などを再利用し、さらには近年人気が上昇している羊の肉の生産加工などを村内で行い、高山村の新たな特産品の開発に協力をさせてほしいという提案がございました。この提案を伺った後、村内の酪農家の方に集まっていたいただき、牧場を活用する意向や、羊の受入れの提案内容について意見を伺いまして、村内の酪農家の方は、飼料が高騰しているので牧場採草地の草を使わせてほしいといった意見が出され、採草地については村内の酪農家に任せ、和牛の預かりをやめ、羊を飼っていく方向で話を進めてまいりました。

しかし、福島原子力発電所事故の影響により、東北・北関東におけるヤギや羊の放牧自粛について国からの通達文がまだ残っており、牛などは上草しか食べないので放射性セシウムの影響は少ないのですが、ヤギや羊などは草を根元まで食べるため、体内に放射性セシウムが蓄積されるおそれがあるということで、ヤギや羊は放牧自粛になっているようですが、国からの通達文の中に「当該家畜及び畜産物について、屠畜場などにおいて放射性セシウムに関する検査を行う場合はこの限りではない。」と記載をされており、検査をして基準値以下であれば問題がないということで、今年の3月に岐阜県の牧場で生まれました子羊を、8月

頃にたかやま高原牧場に8頭連れてきまして放牧させ、来年3月頃に屠殺し、セシウム検査を行い、基準値を超えているかどうか結果を確認し、基準値以下であれば令和6年度から本格的に羊をたかやま高原牧場に連れてきて飼育管理を行っていく予定で、牧場の施設改修につきましては、今後、議会とよく相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

そして、放牧料についてでございますが、高山村放牧条例では、金額の範囲内で毎年開場前に村長が定めるとうたっており、牛の場合、1頭につき1日800円と条例で規定をしておりますが、令和4年度に牛の放牧料の見直しを行い、夏季放牧料が300円から350円に、越冬放牧料が400円から550円に値上げを行いました。羊につきましては条例上1頭につき200円と規定をしておりますが、羊の放牧料についてはまだ決めておりません。

あと、耐用年数等につきましては、手持ちの資料がないため、また改めてご回答をさせていただきたいと思っております。

説明につきましては以上となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、農林課長のほうから詳しい説明いただきまして、よく分かりました。

それで、新たに4つばかり説明をいただきたいと思っております。

株式会社環境システムは、指定管理者制度で応募してきたのかお尋ねいたします。

また、アスベスト調査でアスベストが検出された場合は、対応はどのように考えているのか、質問したいと思っております。

また、アスベスト調査は新年度予算に入っていたのかを質問いたします。

先ほど、今後どのようにするかということで、議会と知恵を出し合って相談しながら進めて行きたいという答弁がありましたけれども、これはやるという方向で考えてよろしいんですか。その4つをお願いいたします。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 平形富二夫議員からのご質問にお答えします。

まず、株式会社環境システムズが指定管理者かどうかということのご質問でございますが、こちらは指定管理ではなく、提案がありまして、今後、委託の方向でお願いしていこうと考えております。

2つ目のアスベスト調査の関係でございますが、こちら今後調査をしまして、アスベストが検出されれば、それをどのような方向で今後施設改修をしていくかということで検討して

いきたいと思っております。

3つ目のアスベスト調査が当初予算に上がっていたかどうかにつきましても、こちら当初予算のほうに計上しておりましたが、関連予算ということで取下げをしております。

4つ目の羊の事業の関係でございますが、先ほどの中でも説明させていただきましたが、セシウム検査の結果によりまして、基準値以下であれば、令和6年度から本格的に羊を増やしていき、5年間で500頭まで増やしていきたいというふうに予定をしております。

以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 先ほど、環境システムさんですか、そこと貸与年数、賃貸料の契約はどのように考えているか教えてください。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） だから、何年貸すんだと、そして賃貸料は払うのか払わないのか、そこを聞きたいんです、お願いします。

○議長（山口英司君） 平形農林課長。

○農林課長（平形英俊君） すみません。まだ業者のほうと正式な契約はちょっと結んでいないので、今後の話になるんですが、今現在、業者のほうは今年度、羊のセシウムの検査の結果を見て、5年間で500頭まで増やしていきたいということなので、契約するとなれば5年契約ぐらいで考えていきたいと思っています。

また、使用料を徴収するのかどうかということにつきましては、牧場の羊等についても1頭当たり200円という上限の金額はあるんですが、今後、業者のほうと話を詰めていって、その辺を決めていきたいと考えております。

○議長（山口英司君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 課長、ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（山口英司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 次に、議案第7号から議案第10号までの4議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など、質疑箇所を明示してからお願いします。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第6号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（山口英司君） 日程第12、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。

申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（山口英司君） 日程第13、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については別紙、議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙、議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山口英司君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期7日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和5年第2回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時49分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員